

指 示 第 2 号

令和5年5月18日

首席矯正処遇官（処遇担当）

首席矯正処遇官（指導担当）

死刑確定者に対する余暇活動の援助の運用について
標記について、下記のとおり定めるので、了知されたい。

なお、平成26年3月7日付け首席矯正処遇官（処遇担当、指導担当）指示第1号「死刑確定者に対する余暇活動の援助の運用について」は、廃止する。

記

1 読書支援について

- (1) 死刑確定者（以下「確定者」という。）専用書籍の管理責任者は、統括矯正処遇官（教育担当）（以下「教育統括」という。）とする。
- (2) 確定者専用書籍の貸出期間は、原則として1週間以内とし、貸出冊数は3冊以内とする。
なお、受付時には4週間分（合計12冊以内）を一括して申し込ませること。
- (3) 教育担当職員は、確定者の貸出希望に基づいて、貸出順序や配布時期等を調整して貸出計画案を策定すること。貸出計画案については、教育統括の承認を受けること。
- (4) 教育統括は、確定者専用書籍の貸出状況を管理するために、「確定者専用書籍貸出簿」（別紙様式1）を備え付けること。
- (5) 教育統括は、確定者専用書籍の貸出状況を随時点検し、適宜更新等を行い、充実を図ること。

2 視聴覚支援について

(1) DVDソフトの視聴回数等は次のとおりとすること。

ア 視聴回数は、1週間に2回、1回あたりおおむね2時間とする。

イ 視聴は開庁日に限るものとし、視聴時間帯は、当該確定者を所管する統括矯正処遇官（以下「所管の統括」という。）が、午前についてはおおむね午前8時30分から同11時まで、午後については午後零時30分から同3時までのいずれかを指定する。

(2) DVDソフト一覧表の取扱い等は次のとおりとすること。

ア 「DVDソフト一覧表」（別紙様式2）は、視聴覚支援を許可した確定者に貸与すること。

イ 教育担当職員は、DVDソフト一覧表を作成又は更新した場合、確定者を処遇する区の指導監督者に回付すること。

ウ 教育統括は、DVDソフトの貸出状況を随時点検し、適宜更新等を行い、充実を図ること。

エ 教育担当職員は、更新するDVDソフトについて、確定者に視聴させるのに適当でない場面の有無等を検査し、「DVDソフト検査表」（別紙）をもって、報告すること。

オ DVDソフトは、舎房区事務室内の施錠可能なロッカーに収納し厳重に管理すること。

(3) DVDソフトを視聴させるに当たっては、確定者を処遇する区の指導監督者は、DVDソフトの視聴を許可されている確定者全員分のDVD視聴計画を、4週間（視聴8回分）ごとに作成し、処遇部長までの決裁を受けること。

3 DVDプレイヤー等の管理について

(1) ポータブルDVDプレイヤー（以下「DVDプレイヤー」という。）を使用させる際は、リモコン、ACアダプタ及びヘッドホンに貸与すること。リモコン、ACアダプタ及びヘッドホンにつ

いては、DVDソフトの視聴の都度貸与することとし、視聴時以外は、各居室棟に整備されている専用ロッカーに収納し、施錠すること。

- (2) 上記(1)のロッカーの鍵は、当該確定者の収容階の居室棟担当職員が管理し、同ロッカーの予備鍵は、確定者を管轄する指導監督者が保管すること。
- (3) 視聴覚支援の実施の際、使用させる延長コードは、居室棟担当職員が、使用後上記(1)のロッカーに収納し、長尺物として厳重に管理すること。
- (4) DVDプレイヤーの居室内の保管場所は、所管の統括が指示すること。
- (5) DVDソフトの視聴に際し、確定者に貸与する物品は、貸与前及び貸与後に、居室棟担当職員が異常の有無等を点検すること。

別紙

所長	部長	首席	統括

D V D ソ フ ト 検 査 表

令和 年 月 日

番号	タイトル等 (題名、ジャンル、分類)	支障の有無
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

上記のとおり点検しました。

処遇部教育部門

印

DVDソフト一覧表

貸出番号	ジャンル	タイトル	サブタイトル・出演者等	分類	音声	録画時間
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						